

令和7年度東大阪市立日新高等学校デジタル人材育成支援事業委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度東大阪市立日新高等学校デジタル人材育成支援事業委託業務

2 履行期限

令和8年3月31日（火）

3 事業の目的

文部科学省の「高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校DX 加速化推進事業）」を活用し、東大阪市立日新高等学校（以下「日新」という。）がデジタル教育のカリキュラムを実施し、データサイエンスやプログラミング、AI活用などを学ぶことや、ICTを活用し文系・理系の壁を超えて探究的に学ぶ環境を整備し、将来の社会を支えるデジタル人材の育成を目指すため、専門性の高い実践的な研修や講義等を業務委託し実施する。

4 業務内容

本校は、大学理系学部進学率6.3%（令和6年度実績値）を令和11年度には15%、情報Ⅱ等の履修率12.5%（令和6年度実績値）を令和9年度には25%を目標値として掲げており目標達成できるように以下の業務を実施すること。

- (1) 日新高等学校の生徒対象に、データサイエンス講座計1回の座学および実習形式で講座を開催すること。詳細は、**【別紙1】**を確認すること。
*日新高等学校内で実施すること。
- (2) 情報Ⅰ向けEdTech教材（240名分）を提供し教職員へ活用方法のサポートを行うこと。詳細は、**【別紙2】**を確認すること。
- (3) 情報モラルの学習やPython、データサイエンスの実習環境を整え、上記（2）のソフトも活用し、デジタル環境における実習環境整備を行う。
- (4) 学校内での活用を見据えた生成AIをテーマとした民間企業が開催する研修を推薦し、日新高等学校の教職員（情報関係）5名を参加させ、生成AIをはじめとするデジタル技術についての理解を加え、授業での取り扱い方やその他校内での活用方法学ぶ研修会への手続き、手配を行う。
ただし、宿泊を伴わないこと。
*参加費が必要な場合（教職員5名分）は本事業に予算計上しておくこと。
- (5) 日新高等学校が計画し主催する本事業に関連する講演に、適切な講師を推薦し紹介すること。
*謝礼等は日新高等学校から支払うため、本事業費には含まない。
- (6) 本事業は、今年度、来年度となる令和8年度の2ヶ年間で、教職員の指導力の向上、知識の蓄積をし、令和9年度より自走できることが大きな目的となることから、2年目の契約事業者、事業費は未定ではあるが、現時点での想定できる2年目の計画書を提出すること。

3 実施体制

以下の留意事項を参考にして、受託者の体制に入るすべての職員の業務歴、資格（IT 関係、教育関係）及び委託業務での役割等がわかるように具体的に示すこと。（実施要領で示している【様式第3号-②】を提出すること）

- (1) 受託者側の窓口責任者（以下、「受託責任者」とする。）を配置することとし、その選任にあたっては業務においてプロジェクトマネージャー又はリーダーを経験するとともに、チームビルディングに長けている人員が望ましい。また、受託責任者は、市担当者、日新高等学校の担当教職員等との委託業務履行にかかる連絡、確認も担当する。
- (2) 受託責任者は、授業前打合せ・授業後打合せ・研修等の開催日時の調整を行うこと。
- (3) 受託責任者を代行する人員を配置することもできる。その場合、想定する授業、研修の構成・内容を確認したうえで、最適な人員配置計画を作成して責任者と協議のうえ決定する。

4 経費の積算

委託業務を行うための経費については、必要な経費をすべて含み各費目ごとに金額を明示し見積書を提出すること。（実施要領で示している【様式第6号】を提出すること）

5 その他の提案

本仕様書に定めのないものであっても、データサイエンスやプログラミング、AI活用等デジタル人材の育成に関わる実施可能な取組がある場合には適宜提案する。

ただし、これに係る費用は本調達に含めること。

6 実績報告書

受託者は、本事業終了後速やかに、業務実施内容及び成果を記録した実績報告書（様式は任意）を作成し、以下のとおり市へ提出すること。

- (1) 提出物（データで提出）
 - ① **実績報告書（A4版）**
 - ② **日新高等学校の成果を記録した内容等**
- (2) 提出期限
令和8年4月17日（金）正午まで
- (3) 提出先
東大阪市教育委員会 学校教育部 高等学校課
- (4) 提出方法
電子メール(koutougakko@city.higashiosaka.lg.jp)

7 著作権等

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む）は、すべて県に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者

は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

8 機密保持等

- (1) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。

この項目について受託者は、前記2の履行期限の終了後においても同様とする。

9 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令順守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあつては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと。

データサイエンス講座 サービス詳細

1. 講座の目的.
高校1年生を対象に、データ活用の一連のプロセス（データの収集、整理・変換、分析と可視化、仮説構築）の実体験を通じて学ばせることを目的し、データサイエンスを通じた新たなものの見方や考え方、自らの仮説構築・提案力の育成を図ることを目的とする。
2. 内容
 - a. 対象者：高校1年生
 - b. 実施形態：学校内での1日開催、1講座あたり3時間
 - c. 講座構成：3～4部構成で組み立てること。
 - d. 活用教材提供内容
以下の要件を満たすものとする
 - i. 情報Iの学習指導要領に対応したオンライン教材であること
 - ii. 様々なデータを活用・分析をオンライン上で行える教材であること
 - iii. 教科書に対応した学習も可能であること
 - iv. 各自の学習端末で基礎～まとめまで学習できる環境であること
 - v. 講座終了後も学校にて指導や学習に利用できるものとして納品すること
3. 目標
参加生徒が本事業を受けることで、意義や可能性を体感し理解する内容等を詳しく示すこと。
4. 成果物
講座で使用する教材一式（EdTech教材、Web教科書、データセット）
※成果物はオンライン形式で納品可能なものとする。

情報I向けEdTech教材詳細

1. 教材概要

- a. ブラウザ上で動作し、ID等の付与により利用できるものであること。また、生徒1人1台端末等のインターネットが接続できる環境で24時間利用できること。
- b. Python、VBA、JavaScript等の複数のプログラミング言語に対応していること。
- c. AIやデータサイエンス等に関する実習コンテンツを含み、オリジナルアプリ等の作品制作が可能であること。
- d. 視覚的に興味・関心が高まるスライド型の教材のほか、学習意欲を引き出す双方向性型の教材を用意すること。
- e. 「情報I」の学習内容を踏まえた発展的な学習として、「総合的な探究の時間」等で活用できるコンテンツを含むこと。
- f. 大学入学共通テスト教科「情報」に備えた学習ができること。

2. 教材機能

- a. 生徒向け機能
- b. 教員向け機能